

道の組織機構改正に伴う北海道青少年健全育成条例施行規則等の改正について

子ども家庭支援課次世代成育支援係

項 目	内 容	備 考
1 改正の趣旨 ・必要性	<p>○ 趣旨 道の組織機構改正に伴い、規則等について規定の整備を行うもの。</p> <p>○ 必要性 令和5年6月1日付けで道の組織機構が改正となり、困難を抱える子供・若者への対応を有機的に連携させ、子供や家庭への包括的な支援体制を整えるべく、これまで環境生活部で所管していた青少年事務が保健福祉部に移管されることに伴い、標記規則の条文に引用されている「環境生活部」の字句を、「保健福祉部」へ改めるなど、所要の改正が必要。</p>	
2 改正の内容	<p>○ 字句の改正（別添「新旧対照表」のとおり） 「環境生活部」を「保健福祉部」に改めるなど、下記対象となる規則、要領に引用されている字句を一部改正する。</p>	
3 対象となる 規則、要領	<p>○ 北海道青少年健全育成条例施行規則</p> <p>○ 図書類自動販売機等の設置等の受理に関する事務取扱要領</p> <p>○ 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査要領</p>	
4 改 正 日	<p>令和5年6月1日 (同日付で組織機構が改正されたことから、同日に施行済み)</p>	